

VIII 資料編

1. 佐世保市環境基本条例
2. 佐世保市環境政策審議会 委員名簿
3. 佐世保市環境政策審議会 環境基本計画部会 委員名簿
4. 佐世保市環境教育等推進協議会 委員名簿
5. 環境基本計画改定経緯
6. 諮問書及び答申書
7. 温室効果ガス排出量の推計及び削減目標の設定

資料 1. 佐世保市環境基本条例

平成 17 年 3 月 28 日条例第 6 号
改正

平成 21 年 3 月 24 日条例第 2 号
平成 23 年 9 月 30 日条例第 28 号
令和 2 年 3 月 19 日条例第 7 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 良好な環境の保全、再生及び創造を推進するための基本的施策

第 1 節 施策の基本方針と環境基本計画（第 9 条—第 11 条）

第 2 節 良好な環境の保全、再生及び創造に関する施策等（第 12 条—第 19 条）

第 3 章 佐世保市環境政策審議会（第 20 条—第 28 条）

第 4 章 補則（第 29 条）

附則

佐世保市は、九州本土の西端にある長崎県の北部に位置し、県北最高峰の国見山や烏帽子岳をはじめとする美しい山並みが広がっている。また、市域の西側には、美しいリアス式海岸が続き、西海国立公園に指定されている九十九島を形づくっている。更には、対馬暖流の影響で温暖な気候であることから、豊かな自然に恵まれ、海、山、川に多くの野生動植物が生息している。

私たちはこの豊かな環境のなかで様々な恵みを享受しているが、将来にわたり確実に約束されているものではない。物質的豊かさを求める社会経済システムは大量生産、大量消費及び大量廃棄を繰り返し、その結果として環境への負荷を増大させ、生物の生存の基盤である地球環境にまで深刻な影響を与えているからである。

私たちは、健康で文化的な生活を営むうえで必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、将来にわたって良好な環境を守り、育み、更に引き継いでいかなければならない。同時に、環境と経済の好循環を生み出し、環境と経済が一体となつて向上する社会の実現も目指さなければならない。

この認識のもと、市民、市民団体、事業者及び市がそれぞれの役割を自覚し、協働して環境の保全、再生及び創造に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現することを目指すとともに、すべての人がこの豊かな環境を積極的に楽しむことができるようにするため、ここに佐世保市環境基本条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全、再生及び創造（以下「良好な環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、市民、市民団体、事業者及び市の連携のもと、それぞれが果たすべき役割を明らかにするとともに、良好な環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて将来の世代を含むすべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 将来の世代を含むすべての市民が健康を維持し、安心・安全で快適かつ文化的な生活を営むことができる生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）、自然環境及び歴史文化環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。

- (3) 地球環境保全 人の活動による地球温暖化又はオゾン層破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 市民団体 主として市民又は事業者により組織された、環境の保全に資する公益的活動を行う団体をいう。
- (5) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 良好な環境の保全等は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 環境問題は優先的課題との認識のもと、生活の豊かさの追及と良好な環境の保全等の調和を図り、持続的発展が可能な社会を構築していくこと。
- (2) 佐世保市の豊かな緑と水辺に恵まれた自然環境を守り、多様な動植物が生息できる環境を保全、再生及び創造し、自然と人が共生するとともに、健全で恵み豊かな環境が、将来にわたつて維持されるよう努めていくこと。
- (3) 地球環境保全は、人の日常の暮らしや事業活動が地球全体の環境と密接に関連していることから、市民、市民団体、事業者及び市は、それぞれの役割を認識し、相互の対等なパートナーシップと公平な負担により取り組んでいくこと。
- (4) 地球規模で考え、地域から行動するためには、環境教育・環境学習の充実が必要であり、誰もが、環境問題に関心を持ち、参加し、理解して、正しい情報や知識に基づく行動につながる仕組みを構築していくこと。

（市民の役割）

第4条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、自らの行動を環境の視点から見直し、日常生活において良好な環境を損なうことのないよう配慮するとともに、資源及びエネルギーの利用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 市民は、市民団体、事業者及び市と協働し、良好な環境の保全等の活動（以下「環境保全活動」という。）に努めるものとする。

（市民団体の役割）

第5条 市民団体は、基本理念にのつとり、環境保全活動を推進するとともに、市民への情報提供及び市民の参画又は活動機会の充実に努めるものとする。

2 市民団体は、市民、事業者及び市と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのつとり、積極的に環境に配慮した事業活動に努めるとともに、自らの責任と負担において、その事業活動によつて良好な環境を阻害することがないように適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷を低減するよう努めるものとする。

3 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となつた場合に、適正に循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 事業者は、市民、市民団体及び市と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

（市の役割）

第7条 市は、基本理念にのつとり、市域の自然的社会的条件に応じた良好な環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、自ら行う事業の実施に当たつて環境への負荷の低減に努めるものとする。

3 市は、良好な環境の保全等のための広域的な取組みを必要とする施策においては、国、長崎県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

4 市は、市民、市民団体及び事業者と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

(一時滞在者等の協力)

第8条 本市に一時滞在等する者は、基本理念にのつとり、環境への負荷を低減し、及び市が実施する良好な環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

第2章 良好な環境の保全、再生及び創造を推進するための基本的施策

第1節 施策の基本方針と環境基本計画

(施策の基本方針)

第9条 市は、基本理念にのつとり、次に掲げる事項を基本として、良好な環境の保全等に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 自然とともに生きるまちづくり
- (2) 環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型まちづくり
- (3) 潤いとやすらぎのあるまちづくり
- (4) 地球環境の保全
- (5) 環境教育及び環境学習の充実

(環境基本計画)

第10条 市長は、良好な環境の保全等に関する施策を総合的、計画的かつ効率よく推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、本市の総合計画に即し、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 目標を達成させるために必要な施策の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、市民団体及び事業者の意見を反映することに配慮しながら、佐世保市環境政策審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たつての配慮)

第11条 市長は、市の施策を定め、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

第2節 良好な環境の保全、再生及び創造に関する施策等

(環境の保全上の支障を防止するための規制等)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、快適な生活環境を確保し、及び自然環境を適正に保全するため、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制又は指導の措置を講ずるものとする。

(社会的評価)

第13条 市は、市民、市民団体及び事業者が行う良好な環境の保全等に資する活動を社会的に評価するシステムを構築するものとする。

(支援措置)

第14条 市は、市民、市民団体及び事業者が行う環境への負荷の低減に資する施設の整備その他の適切な事業を促進するため、支援等の措置を講ずるものとする。

2 市は、良好な環境の保全等を図るために必要な経費のなかで、市民、市民団体及び事業者がその役割に応じて応分の負担をしていくことが適当と判断されるものについては、十分な理解を得て必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、市民、市民団体及び事業者による当該製品等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第 16 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たりあらかじめ環境への影響について、自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る良好な環境の保全等について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第 17 条 市は、環境教育及び環境学習の充実を図るため、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 学校教育における環境教育の推進のための施策
- (2) 良好な環境の保全等に関する地域や職場における生涯学習の支援のための施策
- (3) 良好な環境の保全等に関する広報啓発活動
- (4) その他環境教育及び環境学習の推進のために必要な施策

(環境情報の収集及び提供)

第 18 条 市は、良好な環境の保全等に役立つ情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、良好な環境の保全等の推進に必要な情報を適切に提供するものとする。

2 市長は、市域の環境の状況及び市が実施した良好な環境の保全等に関する施策について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(財政措置)

第 19 条 市は、良好な環境の保全等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第 3 章 佐世保市環境政策審議会

(設置)

第 20 条 本市に、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 7 の規定に基づき、佐世保市環境政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 21 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 良好な環境の保全等に関する基本的事項
- (3) 清掃事業運営並びに一般廃棄物の減量及び処理に関する基本的事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める重要事項に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げるものについて、市長に建議することができる。

(組織等)

第 22 条 審議会は、委員 25 人以内をもつて組織し、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項第 2 号の委員に事故があるときは、その職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

(任期)

第 23 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、前条第 1 項第 2 号の委員については、任期中であつても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 24 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 25 条 審議会は、市長の諮問に応じて、又は必要の都度、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第 25 条の 2 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会において必要があると認めた場合は、非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第 26 条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 27 条 審議会は、専門の事項を調査するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。この場合において、委員が 2 以上の部会に属することを妨げない。

3 第 24 条から前条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 28 条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

第 4 章 補則

(委任)

第 29 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条及び第 20 条から第 28 条までの規定並びに次項（第 1 条の改正規定を除く。）及び附則第 3 項の規定は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

(佐世保市環境保全条例の一部改正)

2 佐世保市環境保全条例（昭和 49 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

3 佐世保市附属機関設置条例（平成 8 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成 21 年 3 月 24 日条例第 2 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 30 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 19 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 2. 佐世保市環境政策審議会 委員名簿

2023（令和5年）3月 現在（敬称略）

区分		委員名	役職名
会長	学識経験を有する者	菊池 英弘	長崎大学環境科学部教授
副会長		芳賀 普隆	長崎県立大学地域創造学部実践経済学科講師
委員		佐藤 博	長崎国際大学薬学部教授
		田中 泰彦	佐世保工業高等専門学校物質工学科准教授
	関係団体の代表者	井上 貴之	九州電力株式会社佐世保営業所営業グループ長
		大田 保則	連合長崎佐世保地域協議会副議長
		大谷 拓也	ふるさと自然の会委員
		大塚 隆夫	西部ガス佐世保株式会社代表取締役社長
		小野 茂	佐世保商工会議所議員
		神田橋 幸枝	針尾地区自治協議会女性部会長
		平尾 哲朗	ボランティアグループ九十九島の会顧問
		溝口 悦雄	佐世保市水産振興協議会会長
		八並 秀敏	佐世保市農業委員会会長
		山口 佳太	佐世保市保健環境連合会副会長
		渡辺 潤	佐世保警察署生活安全課長
		その他市長が必要と認める者	永松 市子
兵動 政代	公募委員		
山本 了子	公募委員		

資料 3. 佐世保市環境政策審議会 環境基本計画部会 委員名簿

2023（令和5年）3月 現在（敬称略）

区分	委員名	役職名
部会長	芳賀 普隆	長崎県立大学地域創造学部実践経済学科講師
副部会長	大谷 拓也	ふるさと自然の会委員
委員	井上 貴之	九州電力株式会社佐世保営業所営業グループ長
	大塚 隆夫	西部ガス佐世保株式会社代表取締役社長
	小野 茂	佐世保商工会議所議員
	神田橋 静枝	針尾地区自治協議会女性部会長
	平尾 哲朗	ボランティアグループ九十九島の会顧問
	山口 佳太	佐世保市保健環境連合会副会長
	山本 了子	公募委員

資料4. 佐世保市環境教育等推進協議会 委員名簿

2023（令和5年）3月 現在（敬称略）

区分	委員名	役職名
会長	芳賀 普隆	長崎県立大学地域創造学部 実践経済学科 講師
副会長	佐藤 博	長崎国際大学薬学部 薬学科 教授
委員	大浦 美輪子	針尾小学校 校長
	山口 進太郎	藤原幼稚園 園長
	古川 昌史	くりのみ学園 主事
	上田 茂之	ふるさと自然の会 委員
	西浦 恵満子	南地区自治協議会 なでしこ部会 庶務
	宮本 博文	させぼパール・シー株式会社九十九島ビジターセンター長
	小野 茂	佐世保商工会議所 議員
	山本 了子	公募委員
	松本 敏子	一般社団法人 長崎環境まちづくり社中 代表理事
	栗林 俊明	佐世保市教育委員会 学校教育課長
	中嶋 康子	佐世保市保健福祉部 子ども政策課長

資料5. 環境基本計画改定経緯

年月日	会議等
2021（令和3）年 8月 5日	環境政策審議会（諮問）
2021（令和3）年11月29日	令和3年度 第1回 環境基本計画部会
2022（令和4）年 3月	令和3年度 第2回 環境基本計画部会（書面開催）
2022（令和4）年 3月	環境政策審議会（書面開催）（中間報告）
2022（令和4）年 7月22日	令和4年度 第1回 環境基本計画部会
2022（令和4）年 8月 2日	令和4年度 第2回 環境基本計画部会
2022（令和4）年 9月 7日	令和4年度 第3回 環境基本計画部会
2022（令和4）年10月13日	環境政策審議会（見直し素案の検討）

資料 6. 諮問書及び答申書

(1) 諮問書

	3環政第195号 令和3年8月5日
佐世保市環境政策審議会会長 菊池 英弘 様	
	佐世保市長 朝長 剛男
佐世保市環境基本計画の改定について（諮問）	
佐世保市環境基本条例第21条の規定により、佐世保市環境基本計画の改定 について諮問します。	
	以 上

(2) 答申書

答申書写しを掲載予定

資料 7. 温室効果ガス排出量の推計及び削減目標の設定

(1) 区域施策編における温室効果ガス排出量及び削減目標

① 市域における温室効果ガス排出量の推計

市域の温室効果ガス排出量は、「地方公共団体実行計画（区域施策編） 策定・実施マニュアル（算定手法編）令和4年3月」（環境省）を参考に推計しています。

市域から排出される温室効果ガスは、エネルギー消費量やごみ焼却量といった温室効果ガスの排出要因の度合いを示す量に、単体量当たりの排出量を乗じて推計されます。

排出要因の度合いを示す量は市域の実績値を用います。統計データが整備されていないなど、市域の実績値を把握することが難しい場合には、国や長崎県の実績値から推計します。

温室効果ガス排出量の推計方法は以下のとおりです。

エネルギー起源 CO₂

部門等		推計方法	統計名等
産業	製造業	県内炭素排出量 ¹⁾ ÷ 県内製造品出荷額等 ²⁾ × 市内製造品出荷額等 ²⁾ × 44/12	1) 都道府県別エネルギー消費統計 2) 工業統計調査 3) 経済センサス 4) 長崎県県民経済計算 5) 長崎県の市町民経済計算 6) 長崎県異動人口調査 7) 自動車燃料消費量調査 8) 長崎県統計年鑑 9) 鉄道統計年報 10) 航空写真を基に計測 11) 総合エネルギー統計 12) 港湾統計（年報） 13) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による排出量等開示データ
	建設業・ 鉱業	県内炭素排出量 ¹⁾ ÷ 県内従業者数 ³⁾ × 市内従業者数 ³⁾ × 44/12	
	農林水産業	県内炭素排出量 ¹⁾ ÷ 県内総生産 ⁴⁾ × 市内総生産 ⁵⁾ × 44/12	
業務その他		県内炭素排出量 ¹⁾ ÷ 県内従業者数 ³⁾ × 市内従業者数 ³⁾ × 44/12	
家庭		県内炭素排出量 ¹⁾ ÷ 県内世帯数 ⁶⁾ × 市内世帯数 ⁶⁾ × 44/12	
運輸	自動車	県内燃料別燃料消費量 ⁷⁾ ÷ 県内燃料別自動車保有台数 ⁸⁾ × 市内燃料別自動車保有台数 ⁸⁾ × 排出係数	
	鉄道	鉄道会社運転用エネルギー消費量 ⁹⁾ ÷ 鉄道会社営業距離数 ⁹⁾ × 市内鉄道会社営業距離数 ¹⁰⁾ × 排出係数	
	船舶	国内エネルギー消費量 ¹¹⁾ ÷ 国内内航船舶総トン数 ¹²⁾ × 市内内航船舶総トン数 ¹²⁾ × 44/12	
エネルギー 転換部門		市内事業所排出実績 ¹³⁾	

非エネルギー起源 CO₂

部門等	推計方法	統計名等
廃棄物	▷ 市内廃プラスチック類焼却量（一廃・産廃） ¹⁾ × 排出係数	1) 佐世保市資料
	▷ 市内廃油焼却量（産廃） ¹⁾ × 排出係数	

CH₄、N₂O、代替フロン等 4 ガス

部門等		推計方法	統計名等
燃料の燃焼 自動車		【CH ₄ ・N ₂ O】 県内車種別走行距離 ¹⁾ ÷ 県内燃料別自動車保有台数 ²⁾ × 市内燃料別自動車保有台数 ²⁾ × 排出係数	1) 自動車燃料消費量調査 2) 長崎県統計年鑑 3) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による排出量等開示データ 4) 佐世保市資料 5) 一般廃棄物処理実態調査 6) 作物統計調査 7) 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編） 8) 長崎県統計年鑑
工業プロセス		【CH ₄ ・N ₂ O】 市内事業所排出実績 ³⁾ ※ 2018 年度時点では「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」対象事業所からの排出実績なし	
廃棄物	焼却	【CH ₄ ・N ₂ O】 ▷ 市内焼却方式別一般廃棄物焼却量 ⁴⁾ × 排出係数 ▷ 市内廃油・廃プラスチック類焼却量（産廃） ⁴⁾ × 排出係数	
	排水	【CH ₄ ・N ₂ O】 ▷ 市内下水処理量 ⁴⁾ × 排出係数 ▷ 市内し尿・浄化槽汚泥処理量 ⁴⁾ × 排出係数 ▷ 市内浄化槽等による排水処理人口 ⁵⁾ × 排出係数	
農業 耕作	水田	【CH ₄ 】 市内作付面積 ⁶⁾ × 排出係数	
	耕作地における肥料の使用	【N ₂ O】 市内作物別作付面積 ⁶⁾ × 排出係数	
	農作物残さのすき込み	【N ₂ O】 市内作物別収穫量 ⁶⁾ × 排出係数	
	農業廃棄物の焼却	【CH ₄ ・N ₂ O】 市内作物別収穫量 ⁶⁾ × 残さ率 ⁷⁾ × 残さの焼却割合 ⁷⁾ × 排出係数	
畜産	家畜の飼養	【CH ₄ 】 市内家畜種別飼養頭数 ⁸⁾ × 排出係数	
	排せつ物の管理	【CH ₄ ・N ₂ O】 市内家畜種別飼養頭数 ⁸⁾ × 排せつ物発原単位 ⁷⁾ × 排せつ物管理区分割合 ⁷⁾ × 排出係数	
代替フロン等 4 ガス		【HFC・PFC・SF ₆ ・NF ₃ 】 市内事業所排出実績 ³⁾ ※ 2018 年度時点では「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」対象事業所からの排出実績なし	

② 市域における温室効果ガス排出削減目標の設定

温室効果ガス排出削減目標のうち、2030 年度については、温対計画の目標水準を目指すこととし、温対計画に示されている部門別・温室効果ガスの削減目標を適用して、目標排出量を試算しています。

$$2030 \text{ 年度目標排出量} = 2013 \text{ 年度排出量} \times (1 - 2013 \text{ 年度削減率})$$

2027 年度については、2019（令和元）年度と 2030 年度の排出量の一次近似式を求め、目標排出量を試算しています。

ガス別の排出削減目標

排出量の単位：国 百万 t-CO₂、佐世保市 千 t-CO₂

ガスの種類		国			佐世保市				
		2013 年度 排出量	2030 年度		2013 年度 排出量	2027 年度		2030 年度	
			目標・目安 排出量	2013 年度比		目標 排出量	2013 年度比	目標 排出量	2013 年度比
エネルギー 起源 CO ₂	産業	1,235	677	▲45%	1,810	1,042	▲42%	995	▲45%
	業務その他								
	家庭								
	運輸								
非エネルギー起源 CO ₂		82.3	70.0	▲15%	31	28	▲8%	26	▲15%
CH ₄		30.0	26.7	▲11%	26	23	▲12%	23	▲11%
N ₂ O		21.4	17.8	▲17%	12	10	▲15%	10	▲17%
代替フロン等 4 ガス		39.1	21.8	▲44%	－	－	－	－	－
温室効果ガス吸収源		－	47.7	－	－	▲13	－	▲40	－
温室効果ガス排出量・ 吸収量		1,408	760	▲46%	1,879	1,090	▲42%	1,014	▲46%

出典：国の 2013 年度排出実績等は「地球温暖化対策計画」（令和 3 年－10 月 22 日閣議決定）から引用

(2) 市役所における温室効果ガス排出量及び削減目標

① 市役所における温室効果ガス排出量の推計

市役所から排出される温室効果ガス排出量は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）令和4年3月」（環境省）を参考に推計しています。

市役所から排出される温室効果ガスは、公共施設や公用車等のエネルギー消費量や、ごみ焼却量といった温室効果ガスの排出要因の度合いを示す量に、単位量当たりの排出量を乗じて推計されます。

ガスの種類	推計対象	推計方法
エネルギー起源 CO ₂	公共施設、 公用車・船舶	エネルギー種別エネルギー消費量×排出係数
非エネルギー起源 CO ₂	廃棄物の焼却	廃プラスチック類焼却量×排出係数
CH ₄	公用車	燃料種別公用車走行距離×排出係数
	廃棄物の焼却	焼却方式別一般廃棄物焼却量×排出係数
	排水の処理	下水処理量×排出係数 し尿・浄化槽汚泥処理量×排出係数
N ₂ O	公用車	燃料種別公用車走行距離×排出係数
	廃棄物の焼却	焼却方式別一般廃棄物焼却量×排出係数
	排水の処理	下水処理量×排出係数 し尿・浄化槽汚泥処理量×排出係数
HFC	公用車	公用車台数×排出係数

② 市役所における温室効果ガス排出削減目標の設定

2030年度の温室効果ガス排出削減目標は、エネルギー起源CO₂及びその他ガスについて以下の考えのもと設定しています。

- ◇ エネルギー起源CO₂については、2020（令和2）年度以降に見込まれる削減ポテンシャル（施設の統廃合、水銀灯のLED化、公用車のEV化、公共施設への太陽光発電設備導入等の効果）を考慮し、2013（平成25）年度比▲71%を目指す。
- ◇ 非エネルギー起源CO₂、CH₄、N₂O、HFCについては、本市の区域施策編において、「温対計画」と同水準以上の取り組みを実施し、2013（平成25）年度比▲20%を目指す。

2027年度については、2019（令和元）年度と2030年度の排出量の一次近似式を求め、目標排出量を試算しています。

エネルギー起源CO₂の削減ポテンシャル及び排出削減目標については、次ページ以降に説明します。

エネルギー起源 CO₂ の削減ポテンシャル及び温室効果ガス排出削減目標

市役所から排出される温室効果ガスのうち、エネルギー起源 CO₂ については、今後見込まれる省エネ対策及び再生可能エネルギーの利用等の効果を試算した後、これを 2020（令和 2）年度のエネルギー消費量から差し引き、2030 年度のエネルギー消費量及びエネルギー起源 CO₂ 排出量の見込量を試算しています。

2030 年度のエネルギー消費量及び目標排出量

2020 年度実績

	電力 (kWh)	ガソリン (L)	軽油 (L)	灯油 (L)	LPG (m ³)	都市ガス (m ³)	A 重油 (L)
エネルギー消費量	58,766,588	238,776	89,920	559,846	73,015	1,344,825	391,863
エネルギー起源 CO ₂ (t-CO ₂)	20,210	554	232	1,394	478	3,080	1,062
	27,011						

2030 年度削減ポテンシャル

省エネ等によるエネルギー削減

	電力 (kWh)	ガソリン (L)	軽油 (L)	灯油 (L)	LPG (m ³)	都市ガス (m ³)	A 重油 (L)
施設統廃合	603,078	10,728	2,277	1,244	42	4,677	-
水銀灯の LED 化	3,263,224	-	-	-	-	-	-
公用車の EV 化	-427,915	213,957	-	-	-	-	-

再エネ電力等の利用

	再エネ (kWh)
太陽光発電	4,380,995
廃棄物発電	3,073,917

2030 年度見込み

	電力 (kWh)	再エネ (kWh)	ガソリン (L)	軽油 (L)	灯油 (L)	LPG (m ³)	都市ガス (m ³)	A 重油 (L)
エネルギー消費量	47,873,289	7,454,912	14,091	87,643	558,602	72,974	1,340,148	391,863
エネルギー起源 CO ₂ (t-CO ₂)	11,968	0	33	226	1,391	478	3,069	1,062
	18,226							

※ 2030 年度のエネルギー起源 CO₂ の試算では、電気の排出係数 0.25 kg-CO₂/kWh（「地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）」において 2030 年度の排出削減対策の効果試算に用いられている排出係数）を用いています。

※ 端数処理の都合上、内訳の合算値と合計が異なる場合があります。

※ 削減ポテンシャルの詳細は次ページに記載しています。

削減ポテンシャル 1 : 公共施設の統廃合

対策内容	公共施設等総合管理計画等に基づき、公共施設の集約や統廃合を推進する。		
削減見込	2030 年度までに統廃合が見込まれる 15 施設について、2020 年度のエネルギー消費実績を 2030 年度の排出削減ポテンシャルとして見込む。		
	エネルギー消費削減量		
	電力	ガソリン	軽油
	603,078 kWh	10,728 L	2,277 L
	灯油	LPG	都市ガス
1,244 L	42 m ³	4,677 m ³	

削減ポテンシャル 2 : 水銀灯の LED 化

対策内容	公共施設の既存照明のうち、すべての水銀灯を LED 照明へ更新する。
排出削減見込	2030 年度までに既存の水銀灯すべてを LED へ更新することにより、照明の消費電力を 80%削減する。
	エネルギー消費削減量
	電力 3,263,224 kWh

削減ポテンシャル 3 : 公用車（ガソリン）の EV 化

対策内容	公用車のうち、すべてのガソリン車を EV へ更新する。	
排出削減見込	2030 年度までにガソリン公用車すべてを EV へ更新することにより、消費するエネルギーをガソリンから電気へ転換する。	
	エネルギー消費削減量	
	電力	ガソリン
	-427,915 kWh	213,957 L

削減ポテンシャル 4：公共施設（建築物）における太陽光発電の導入

対策内容	公共施設に太陽光発電設備を導入し、発電した電力を自家消費することで、電力の脱炭素化を行う。		
排出削減見込	<p>「令和 2 年度佐世保市内公共施設への創省蓄エネ整備に向けた詳細調査・検討業務」の結果を踏まえ、2030 年度までに 2,005.88 kW の太陽光発電設備を導入する。年間発電電力量 2,547,862 kWh のうち、公共施設の年間稼働日数を踏まえ、1,696,248 kWh を 2020 年度の電力消費量に対する代替電力量として見込む。</p> <p>再生可能エネルギーによる代替量</p> <table border="1"> <tr> <td>電力</td> </tr> <tr> <td>1,696,248 kWh</td> </tr> </table>	電力	1,696,248 kWh
電力			
1,696,248 kWh			

削減ポテンシャル 5：公共施設（未利用地）における太陽光発電の導入

対策内容	公共施設跡地に太陽光発電設備を導入し、発電した電力を公共施設へ供給・自家消費することで、電力の脱炭素化を行う。公共施設への供給方法は、自己託送や小売電気事業者への販売・買戻し等、事業実施時の各種制度を踏まえ最適な方法を採用する。		
排出削減見込	<p>市が所有する未利用地に 2030 年度までに 3,273 kW の太陽光発電設備を導入する。年間発電電力量は 4,157,365 kWh のうち、公共施設の年間稼働日数を踏まえ、2,684,747 kWh を 2020 年度の電力消費量に対する代替電力量として見込む。</p> <p>再生可能エネルギーによる代替量</p> <table border="1"> <tr> <td>電力</td> </tr> <tr> <td>2,684,747 kWh</td> </tr> </table>	電力	2,684,747 kWh
電力			
2,684,747 kWh			

削減ポテンシャル 6：廃棄物発電の利用拡大

対策内容	東部クリーンセンターの発電電力を公共施設に供給・自家消費することで、電力の脱炭素化を行う。公共施設への供給方法は、自己託送や小売電気事業者への販売・買戻し等、事業実施時の各種制度を踏まえ最適な方法を採用する。		
排出削減見込	<p>これまでの発電実績に基づく回帰分析から、2030 年度における東部クリーンセンターの発電電力量を 11,501 千 kWh、東部クリーンセンターでの自家消費等を除いた 4,760 千 kWh を他の公共施設への供給量と想定。このうち、公共施設の年間稼働日数を踏まえ、3,073,917 kWh を 2020 年度の電力消費量に対する代替電力量として見込む。</p> <p>再生可能エネルギーによる代替量</p> <table border="1"> <tr> <td>電力</td> </tr> <tr> <td>3,073,917 kWh</td> </tr> </table>	電力	3,073,917 kWh
電力			
3,073,917 kWh			